

消防訓練について

消防訓練における消防本部の対応は、当面、以下のとおりとなります。

急きょ変更となる場合もありますので、その際は随時ホームページ等でお知らせします。

実施の判断について

消防訓練を実施にするかどうかについては各事業所の状況を踏まえて各事業所で判断していただいて構いません。なお、予定していた消防訓練を延期することにより、期間内(令和2年度内)に必要な回数を実施することができない場合にあっては、感染流行の終息後、速やかに実施して下さい。

消防訓練を実施する場合の留意事項

消防訓練を実施する場合は、次の事項に留意して感染防止対策に努めてください。

- 1 訓練参加者はできる限りマスクを着用してください。
- 2 参加者同士が過度に密集することが無いような訓練場所(訓練方法)としてください。
- 3 風邪症状等のある方は参加を控えてください。
- 4 高齢者の方は状況によって参加を控えてください。
- 5 手洗い・うがいの励行、その他事業所の実態に応じた感染防止対策を講じてください。

訓練の立会いについて

愛知県下において新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、7月下旬から消防訓練の立会いを自粛させていただいていましたが、市内の関係者様から多数の要望もあり現在、消防訓練の立会いを再開しています。

訓練に立会いを希望される事業所は、「消防訓練を実施する場合の留意事項」の内容を参考に感染予防対策に努めてください。

引き続き、関係者様にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

※消防訓練に立会う職員は感染防止対策をして伺います。

【問合せ先】 消防予防課

(消防設備関係) 指導グループ 電話 0587-55-2762

(危険物関係) 予防グループ 電話 0587-55-2771